

公益財団法人宮崎県暴力追放センター
平成25年度事業報告書

平成25年4月1日
平成26年3月31日

第1 事業概要

昨年に引き続き、公益財団法人宮崎県暴力追放センター（以下「センター」という）の目的及び事業の一層の定着化を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動並びに暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動の活性化を図った。

第2 事業実績

1 暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業（公1）

(1) 相談・助言事業

① 常勤相談委員による面接相談及び電話相談受理活動

○ 受理態様

面接相談	46件
電話相談	174件
電子メール	2件
手紙等	3件
合計	225件（前年比－12件）

○ 処理結果

センター処理	219件
警察引継	4件
弁護士等引継	2件

○ 相談内容

- ・不当金品、寄付金等要求
- ・金銭貸借、サラ金関係
- ・機関誌等不当購読要求

② 弁護士等による相談活動

○ 暴力追放相談委員の委嘱

センターの外部相談委員（非常勤）として

弁護士2名、少年指導委員1名、保護司1名 合計4名

を委嘱し、相談の処理については、外部相談委員の教示を受けながらの対応を実施した。

③ 宮崎県民暴研究会との連携による暴力相談活動

宮崎県民暴研究会（暴力追放センター・警察・弁護士会民暴対策委員会）の共同事業である「機関誌等不当購読要求拒否運動」において、同運動に関連する各種相談を受理した。

(2) 少年保護活動事業

警察・少年指導委員・暴力追放推進員等と緊密な連携を図るとともに、各種会合・行事において「少年に対する暴力団の有害な影響」等について講話を行い、各種青少年育成機関・団体に対する活動の推進を図った。

(3) 暴力団離脱更正促進事業

① 更生援助活動

「宮崎県暴力団離脱者社会復帰協議会」傘下の各機関と常に情報交換するなどして緊密な連携を保ち、同協議会の活発な運営と離脱要望者の援助活動を推進した。

② 社会復帰援助活動

○ 「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会」の開催

平成25年11月12日、ホテルニューウェルシティ宮崎において、「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会」を開催し、警察本部を始め各協議会員の出席のもと、組織離脱及び就労支援の現状並びに社会復帰対策推進について協議・確認をした。（18名出席）

○ 「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」協賛事業所の選定

協賛機関である「登録事業所」17社と「宮崎県協力雇用主会」の参加業者76社を選定した。

○ 「暴力団離脱者雇用給付金等支給規程」の制定

平成26年3月3日開催の平成25年度第3回理事会において、暴力団離脱者を雇用した事業者に対して離脱者雇用給付金及び暴力団を離脱し正業に就こうとする者に対して離脱支援金を支給する、「暴力団離脱者雇用給付金等支給規程」を制定した。

(4) 被害者救済事業

暴力団犯罪の被害者に対する見舞金の支給事案および暴力団員を相手とする民事訴訟の支援としての貸付金交付事案はなかった

2 暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業（公2）

(1) 広報啓発事業

① 宮崎県地域安全大会「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の共催

平成25年10月18日、メデッキット県民文化センター演劇ホールにおいて、「安全で安心なまちづくり県民のつどい」を警察・宮崎県等と共催し、

クレーマー対策パンフレット、ボールペン等を参加者に配布するとともに、暴力追放横断幕・同ポスターを会場に掲示し暴力排除意識の高揚を図った。
(約800名参加)

- ② 全国暴力追放運動推進センター発行の広報資料の配布
全国暴力追放運動推進センターから発行された広報パンフレット「暴力団情勢と対策」・「企業対象暴力の現状と対策」「不当要求防止責任者教本」「暴力団の介入を防止するために」「民暴相談のしおり」及び暴力団排除標語を記載したボールペンを研修会等で配布し、センターの事業内容及び暴力団の実態と対策などの周知と暴力排除意識の高揚に努めた。
- ③ 広報機関を活用した効果的な広報啓発活動の実施
 - 「タウンみやざき」による暴追センターの広報記事掲載
(平成25年4月号から平成26年3月号までの12回)
 - 「広報みやざき」による暴追センターの広報記事掲載
(平成25年6月号、12月号)
 - 宮崎日日新聞企画「安全で安心なまちづくり旬間」特集における暴追広報の掲載(平成25年10月4日)
 - 宮崎交通の県内10営業所のバス(対象32台)における暴追ポスターの掲載(平成25年2月16日から3月17日までの1ヶ月間実施)
 - 電柱広告(暴追センター付近の電柱6本)における暴追センター案内看板の掲載(平成25年4月から平成26年3月までの1年間実施)
 - テレビによる広報啓発
 - ・テレビ宮崎
 - 年末年始(12/27~1/5)における15秒スポット放送 15回
 - スーパーニュースにおける15秒スポット放送 26回
- ④ センターのホームページによる暴力団に関する情報の提供
ホームページに
 - ・暴追センターの事業活動
 - ・不当要求に対する具体的な対応要領
 - ・暴力相談の申し込み方法等を掲載して情報提供を行った。
- ⑤ FAXによる暴力団等に関する情報の提供
賛助会員280名に対してFAXで暴力団情勢及び被害事例等の情報を提供した。
- ⑥ 暴力追放のための視聴覚教材等の貸出
平成25年度は暴排ビデオ「闇に潜む影」を購入して、視聴覚教材の充実を図るとともに、事業所・団体からの要請に基づき、暴排ビデオ・DVDの

貸し出しを実施した。

⑦ 暴力追放運動功労団体・功労者等の表彰

○ 表彰（暴力追放運動推進功労）

管区表彰 ～1 団体、個人1 名

宮崎県表彰～1 団体、個人1 4 名

(2) 民間暴力団排除団体等への支援事業

① 不当講読要求一斉拒否運動の実施

平成25年度は、宮崎、日南、串間、小林、西都、高鍋、日向、延岡、高千穂の各地区において取り組み、合計378事業所が運動に参加した。（都城地区（213事業所）は独自に実施）

機関誌発行人等19社に対して弁護士3名連名の一斉購読拒否通知文を発送した。

② 事業所等に対する暴力団対策研修会の実施

事業所及び地域、職域団体の各種会合等の機会を利用し、暴力追放講話、暴力団対応要領等の講習を実施した。（合計10回、815名参加）

③ 行政対象暴力対策研修会の実施

県内に勤務する公務員に対して暴力団等による不当要求行為など行政対象暴力対策研修会を実施した。（合計18回、432名参加）

④ 暴力追放活動の支援

○ 住民による暴力追放運動への支援

県内で暴力追放運動を推進している12地区の「暴力団追放事業所協議会」に対して「暴力追放のぼり旗」等を助成し、機関誌等の広報資料を配付した。

○ 適格都道府県センターの認定

指定暴力団事務所の使用差止請求訴訟に関して、平成25年10月24日、国家公安委員会から、指定暴力団事務所の付近住民等からの委託により宮崎県暴力追放センターが使用差止請求訴訟の原告となりうる適格都道府県センターに認定された。

○ 暴力団排除モデル指定地区への支援

宮崎市暴力団排除モデル地区（西橋通・中央通・高松通）に対して、暴追キャンペーン用資器材を貸出し、平成25年12月20日、暴力追放キャンペーンを実施した。

○ 暴力追放ビデオ・DVDの貸出し

各事業所・団体等からの要請に基づき、センターが所有する暴力追放ビデオ・DVDを貸出し、暴力排除意識の高揚を図った。

(3) 少年指導委員に対する研修事業

平成25年7月4日に「宮崎県少年警察ボランティア連絡協議会」を、平成25年10月25日に「少年指導委員研修会」を警察・防犯協会と共催し、少年指導委員に対し、暴力団の現状・少年に対する暴力団の影響排除要領等についての講習を実施した。

(4) 不当要求情報管理機関等への援助事業

① 宮崎県銀行警察連絡協議会に対する援助

平成25年4月10日、平成25年8月12日、平成25年9月4日、平成26年2月6日に開催された宮崎県銀行警察連絡協議会総会および運営委員会に出席し情報交換を行い連携を密にした。

平成26年2月には、「暴力追放ミニのぼり旗」を作成し助成した。

② 宮崎県証券警察連絡協議会に対する援助

平成25年11月21日及び平成26年2月5日に開催された宮崎県証券警察連絡協議会総会および研修会に出席し、情報交換を行い連携を密にした。

平成26年2月には、「暴力追放ミニのぼり旗」を作成し助成した。

③ 全国暴追センターが運用する暴力団情報検索システムへのデータ収集・送付

地元新聞に掲載された暴力団員逮捕事件及び中止命令の関連記事を収集して、全国暴追センターに送付した。

(5) 調査・研究事業

① 民暴研究会における調査・研究活動

「宮崎県民暴研究会」を開催するとともに、「九州ブロック民事介入暴力対策会議」に参加して、県内及び全国の暴力団情勢、民事介入暴力等の現状等を把握した。

○ 宮崎県民暴研究会（平成25年10月4日）

○ 九州ブロック民暴研究会（平成26年2月14日、福岡県）

② 他府県暴力追放センター等との連携強化

全国暴追センター会議、九州ブロック暴追センター会議に参加し、各都道府県暴力追放推進センターと積極的な情報交換を行い、事業活動の推進に反映させた。

○ 九州ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会（平成25年7月4日、沖縄県）

○ 全国暴力追放相談委員・責任者講習研修会（平成25年7月17日東京都）

○ 全国暴力追放運動中央大会（平成25年11月26日、東京都）

- 全国暴力追放センター専務理事会議（平成26年2月18日、東京都）
- ③ 暴力追放推進員の効果的運用
 - 県内13地区に委嘱している暴力追放推進員（32人）について、各警察署と連携して情報交換を行うとともに活動の促進を図った。
 - 平成25年10月7日、ホテルニューウェルシティ宮崎において「暴力追放推進員研修会」を開催し、暴力追放推進員に対し、暴力団の現状認識と対応要領等について指導した。（27名出席）
- (6) 不当要求防止責任者講習等事業
 - ① 責任者講習
 - 暴力団対策法に基づき、宮崎県公安委員会の委託を受けて、各警察署単位で選任されている事業所の責任者に対して暴力団員による不当要求被害防止のための暴力団対策責任者講習会を計画的に実施した。
 - ・ 年間25回 768名に対して実施
 - ・ 各種教材、資料の配布
 - ・ 民暴弁護士による不当要求防止対策講話の実施
 - ② 広報啓発活動
 - 事業所における不当要求防止責任者の選任拡大のためテレビ・ラジオによる広報啓発活動を実施した。
 - ・ テレビによる広報啓発活動
 - 宮崎放送 年間20回
 - テレビ宮崎 年間20回
 - ・ ラジオによる広報啓発活動
 - MRTラジオ20秒スポット放送
8月から3月の8か月の間に毎週5回実施
 - FM宮崎ラジオ20秒スポット放送
8月から3月の8か月の間に毎週5回実施